

## 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第85号）

### （趣旨）

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （事務の委任）

第2条 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務（藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては、第4号に掲げる事務のうち、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者からの届出に係る事務及び第6号に掲げる事務のうち、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係る事務を除く。）を除く。）は、保健福祉事務所長（藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務にあつては、神奈川県動物愛護センター（第14条において「動物愛護センター」という。）の長（以下「動物愛護センター所長」という。））に委任する。

- (1) 条例第8条の2第1項の規定により多頭飼養の届出を受理すること。
- (2) 条例第8条の2第2項の規定により多頭飼養の変更の届出を受理すること。
- (3) 条例第8条の2第3項の規定により多頭飼養の廃止等の届出を受理すること。
- (4) 条例第17条の規定により犬の飼養者からの事故届を受理すること。
- (5) 条例第18条第5項の規定により届出を行うべきことを勧告すること。
- (6) 条例第19条の規定により飼養者から報告及び資料の提出を求め、並びに職員に飼養者等の施設等に立ち入り、検査させ、及び調査させ、並びに関係者に質問させること（動物（特定動物を除く。）の適正な飼養等についての監視及び指導に係るもの及び条例第17条の規定による犬の飼養者からの事故届に係るものに限る。）。

2 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（横須賀市の区域内にあつては第26号、第51号及び第52号に掲げる事務に限り、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては第23号から第25号まで及び第33号から第35号までに掲げる事務を除く。）は、動物愛護センター所長に委任する。

- (1) 法第10条第2項（法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第一種動物取扱業の登録に係る申請書等を受理すること。
- (2) 法第11条第1項（法第13条第2項及び法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により第一種動物取扱業者登録簿に登録すること。
- (3) 法第11条第2項（法第13条第2項及び法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により第一種動物取扱業者登録簿に登録した旨を申請者に通知すること。
- (4) 法第12条第1項（法第13条第2項及び法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により登録を拒否すること。
- (5) 法第12条第2項（法第13条第2項、法第14条第4項及び法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録を拒否した旨等を申請者に通知すること。
- (6) 法第14条第1項の規定により第一種動物取扱業の種別等の変更等の届出を受理すること。
- (7) 法第14条第2項の規定により第一種動物取扱業者の氏名等の変更の届出を受理すること。
- (8) 法第14条第3項の規定により犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること。
- (9) 法第15条の規定により第一種動物取扱業者登録簿を閲覧させること。
- (10) 法第16条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により廃業等の届出を受理すること。
- (11) 法第17条の規定により第一種動物取扱業者の登録を抹消すること。
- (12) 法第19条第1項の規定により第一種動物取扱業者の登録を取り消し、及び業務の停止を命ずること。
- (13) 法第22条第3項の規定により動物取扱責任者研修を実施すること。
- (14) 法第22条の6第2項の規定により犬猫等の種類ごとの数等の届出を受理すること。

- (15) 法第22条の6第3項の規定により犬猫等販売業者に対し、獣医師による検案を受け、検案書等を提出すべきことを命ずること。
- (16) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により第一種動物取扱業者（同条において準用する場合にあつては、第二種動物取扱業者。第19号において同じ。）に対し、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。
- (17) 法第23条第2項の規定により第一種動物取扱業者又は犬猫等販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- (18) 法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (19) 法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により第一種動物取扱業者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に第一種動物取扱業者の事業所等に立ち入り、飼養施設等进行检查させること。
- (20) 法第24条の2の規定により第二種動物取扱業の届出を受理すること。
- (21) 法第24条の3第1項の規定により第二種動物取扱業の種別等の変更の届出を受理すること。
- (22) 法第24条の3第2項の規定により第二種動物取扱業者の氏名等の変更及び飼養施設の使用の廃止の届出を受理すること。
- (23) 法第25条第1項の規定により必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- (24) 法第25条第2項の規定によりその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (25) 法第25条第3項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、及び勧告すること。
- (26) 法第25条第4項の規定により必要な協力を求めること。
- (27) 法第26条第1項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可（以下この項において「飼養許可」という。）をすること。
- (28) 法第28条第1項の規定により飼養許可の変更の許可をすること。
- (29) 法第28条第3項の規定により特定動物飼養者の氏名等の変更の届出を受理すること。
- (30) 法第29条の規定により飼養許可を取り消すこと。
- (31) 法第32条の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (32) 法第33条第1項の規定により特定動物飼養者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に特定動物飼養者の施設等に立ち入り、特定飼養施設等进行检查させること。
- (33) 法第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により犬又は猫を引き取ること。
- (34) 法第35条第1項ただし書の規定により犬又は猫の引取りを拒否すること。
- (35) 法第36条第2項の規定により疾病にかかり、又は負傷した動物（猫を除く。）を收容すること。
- (36) 省令第2条第3項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。
- (37) 省令第2条第5項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定により登録証を交付すること。
- (38) 省令第2条第6項の規定により登録証を再交付すること。
- (39) 省令第2条第8項の規定により登録証の亡失の届出を受理すること。
- (40) 省令第2条第9項の規定により登録証の返納を受理すること。
- (41) 省令第5条第6項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。
- (42) 省令第10条第1項の規定により動物取扱責任者研修を開催する旨の通知をすること。
- (43) 省令第10条の6第3項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。
- (44) 省令第13条第10号の規定により通知を受理すること。
- (45) 省令第15条第3項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。
- (46) 省令第15条第5項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を交付すること。
- (47) 省令第15条第6項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を再交付すること。
- (48) 省令第15条第8項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の亡失の届出を受理すること。

- (49) 省令第15条第9項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の返納を受理すること。
- (50) 省令第16条第1項の規定により飼養又は保管の廃止の届出を受理すること。
- (51) 省令第17条第1号ロの規定により観覧者等の安全性が確保されていると認めること。
- (52) 省令第17条第1号ハの規定により観覧者等の安全性が確保されていると認めること。
- (53) 省令第18条第3項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。
- (54) 省令第20条第3号の規定により措置内容の届出を受理すること。
- 3 条例に基づく次に掲げる事務（横須賀市の区域内にあつては第4号から第19号までに掲げる事務を除き、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては第6号に掲げる事務、第7号に掲げる事務（法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により收容した負傷動物等並びに条例第10条第3項の規定により引き取った第11条に規定する動物に係るものを除く。）、第8号に掲げる事務（法第36条第2項の規定により收容した負傷動物等及び動物の死体に係るものを除く。）、第12号及び第13号に掲げる事務、第14号に掲げる事務（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものに限る。）、第15号から第17号までに掲げる事務（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係るものに限る。）並びに第18号及び第19号に掲げる事務（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものに限る。）に限り、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域以外の区域内にあつては第8号に掲げる事務（法第36条第2項の規定により收容した動物の死体に係るものに限る。）を除く。）は、動物愛護センター所長に委任する。
- (1) 条例第10条第1項の規定により所有者から第11条に規定する動物を引き取ること。
- (2) 条例第10条第2項の規定により第11条に規定する動物を引き取るために必要な指示をすること。
- (3) 条例第10条第3項の規定により拾得者から第11条に規定する動物を引き取ること。
- (4) 条例第12条第1項の規定により職員に野犬等を捕獲し、收容させること。
- (5) 条例第13条第1項の規定により犬を引き取るべき旨を通知し、及び公示すること。
- (6) 条例第13条第3項の規定により犬を処分すること。
- (7) 条例第13条第4項において準用する同条第1項の規定により動物を引き取るべき旨を通知し、及び公示すること。
- (8) 条例第13条第4項において準用する同条第3項の規定により動物を処分すること。
- (9) 条例第14条第1項の規定により薬物を使用して野犬等を掃討すること。
- (10) 条例第14条第2項の規定により野犬等の掃討について市町村長と協議し、及び住民に周知させること。
- (11) 条例第15条第1項の規定により譲渡対象動物を譲渡すること。
- (12) 条例第16条第2項の規定により特定動物等を捕獲し、又は殺処分すること。
- (13) 条例第17条の規定により特定動物の飼養者からの事故届を受理すること。
- (14) 条例第18条第1項の規定により必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- (15) 条例第18条第2項の規定により飼い犬の係留を勧告すること。
- (16) 条例第18条第3項の規定により標識の掲示を勧告すること。
- (17) 条例第18条第4項の規定により飼い犬を獣医師に検診させ、飼い犬に口輪をかける等の措置をとるべきことを勧告すること。
- (18) 条例第18条第6項の規定により同条第1項から第4項までの規定による勧告を受けた者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (19) 条例第19条の規定により飼養者等から報告及び資料の提出を求め、並びに職員に飼養者等の施設等に立ち入り、検査させ、及び調査させ、並びに質問させること（第1項第2号に規定する事務を除く。）。

（標識）

第3条 条例第8条第2号に規定する標識は、犬標識（第1号様式）とする。

（多頭飼養届出書）

第3条の2 条例第8条の2第1項の規定による届出は、多頭飼養届出書（第2号様式）により行う

ものとする。

(多頭飼養変更届出書)

第3条の3 条例第8条の2第2項の規定による届出は、多頭飼養変更届出書(第3号様式)により行うものとする。

(変更の届出を要しない軽微な変更)

第3条の4 条例第8条の2第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 犬及び猫(生後91日未満の犬及び猫を除く。以下この条において同じ。)の合計数の減少
- (2) 犬及び猫の合計数の30パーセント未満の増加
- (3) 避妊又は去勢手術の措置の実施

(多頭飼養廃止等届出書)

第3条の5 条例第8条の2第3項の規定による届出は、多頭飼養廃止等届出書(第4号様式)により行うものとする。

(多頭飼養の届出の適用除外)

第3条の6 条例第8条の2第4項第3号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の許可を受けた施設において犬を飼養し、又は保管する場合
- (2) 畜産農業用、試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合
- (3) 省令第10条の5第3項各号に掲げる場合
- (4) 診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

(第一種動物取扱業の登録の申請)

第4条 省令第2条第3項に規定する知事が必要と認める書類は、事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が省令第9条各号に掲げる要件を満たすことを証明する書類及び省令第2条第4項第3号に掲げる事項を証明する書類とする。

(第一種動物取扱業の変更の届出)

第5条 省令第5条第6項に規定する知事が必要と認める書類は、事業所ごとに置かれる動物取扱責任者を変更する場合にあつては当該変更後の動物取扱責任者が省令第9条各号に掲げる要件を満たすことを証明する書類、飼養施設を設置しようとする場合にあつては省令第2条第4項第3号に掲げる事項を証明する書類とする。

(知事が指定する動物取扱責任者研修の開催者)

第6条 省令第10条第3項ただし書の規定により知事が指定する他の都道府県知事は、横浜市長、川崎市市長、相模原市長及び横須賀市長とする。

(第二種動物取扱業の届出)

第7条 省令第10条の6第3項に規定する知事が必要と認める書類は、同条第4項第2号に掲げる事項を証明する書類とする。

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第8条 省令第14条の規定により知事が定める許可の有効期間は、特定動物の種類にかかわらず、5年間とする。

(特定動物の飼養又は保管の許可の申請)

第9条 省令第15条第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 施設の配置図
- (2) 条例第16条第1項に規定する緊急時の措置方法を記載した書類
- (3) なみへび科(蛇毒を有するものに限る。次条第1号において同じ。)、コブラ科、くさりへび科又はどくとかげ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合であつて、当該特定動物の毒に効力を有する血清を保管するときは、当該血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類
- (4) 特定動物の生年月又は年齢及び性別を記載した書類
- (5) 特定動物の飼養若しくは保管を廃止し、又は特定動物が死亡したときの当該特定動物又はその死体の処分方法を記載した書類
- (6) 特定動物の入手先の住所及び氏名を記載した書類

(特定動物の飼養又は保管の変更の許可)

第10条 省令第18条第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) なみへび科、コブラ科、くさりへび科又はどくとかげ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合であつて、当該特定動物の毒に効力を有する血清を保管するときに、当該血清の名称、製造者及び保管場所を変更する場合にあつては、前条第3号に掲げる書類
- (2) 飼養又は保管を行う特定動物の数を変更する場合にあつては、その特定動物の生年月又は年齢及び性別を記載した書類
- (3) 特定動物の譲渡を受けて飼養又は保管を行う特定動物の数を変更する場合にあつては、その特定動物の入手先の住所及び氏名を記載した書類
- (4) 変更の理由を記載した書類

(規則で定める動物)

第11条 条例第10条第1項に規定する規則で定める動物は、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるその他収容が可能な動物でこれらに類するものとして知事が認めるものとする。

(動物の引取申出書)

第12条 法第35条第1項本文及び条例第10条第1項の規定による犬、猫及び前条に規定する動物の引取りの申出は、動物引取申出書(第5号様式)により行うものとする。

2 法第35条第3項及び条例第10条第3項の規定による所有者の判明しない犬、猫及び前条に規定する動物の引取りの申出は、所有者不明動物引取申出書(第6号様式)により行うものとする。

(野犬等を捕獲するときの身分証明書)

第13条 条例第12条第4項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第7号様式)とする。

(収容した動物の公示)

第14条 条例第13条第1項の規定による動物愛護センター所長(横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては、知事)の公示及び同条第4項において準用する同条第1項の規定による動物愛護センター所長(横須賀市の区域内において条例第16条第2項の規定により捕獲した特定動物等並びに藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内において法第35条第3項の規定により引き取つた犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等並びに条例第10条第3項の規定により引き取つた第11条に規定する動物にあつては、知事)の公示は、動物愛護センター(知事の公示を除く。)及び関係市町村に、当該動物を収容した日時及び場所並びに当該動物の種類、毛色、性別及び体格を掲示して行うものとする。

(収容した動物の返還申請)

第15条 法第35条第3項若しくは法第36条第2項、条例第10条第3項、条例第12条第1項又は条例第16条第2項の規定により引き取り、収容し、又は捕獲した動物の返還を受けようとする者は、動物返還申請書(第8号様式)を動物愛護センター所長(横須賀市の区域内において条例第12条第1項

の規定により収容した飼い犬及び条例第16条第2項の規定により捕獲した特定動物等並びに藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内において法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等、条例第10条第3項の規定により引き取った第11条に規定する動物並びに条例第12条第1項の規定により収容した飼い犬にあつては、知事)に提出しなければならない。

#### (掃討の方法)

第16条 条例第14条第1項の規定による野犬等の掃討(以下「掃討」という。)は、必要な時間を限って、空地、堤防その他適当な地表に薬物入りの餌を置くことによつて行うものとする。

2 薬物入りの餌を置く場合には、餌ごとに、それが薬物入りの餌である旨を第9号様式により表示しておくものとする。

3 動物愛護センター所長(横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては、知事)は、職員に、薬物入りの餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、掃討を行う時間が経過する前に薬物入りの餌を回収させるものとする。

#### (掃討の周知の方法)

第17条 条例第14条第2項の規定による周知は、掃討を行う区域、期日及び時間、薬物の種類並びに餌の状態につき、次に掲げる措置を講ずることによつて行うものとする。

(1) 掃討を行う区域内に居住する狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の規定による登録をした犬の所有者に対し、文書により通知すること。

(2) 掃討を行う区域及びその隣接区域内で公衆の見やすい場所に掲示すること。

(3) 掃討を行う区域及びその隣接区域内の住民に対し、広報車等により拡声装置を用いて知らせること。

2 前項第1号の措置は掃討開始の日の3日前までに、同項第2号の措置は掃討開始の日の3日前から終了の日まで、同項第3号の措置は掃討開始の日の3日前から掃討開始の日までの間の適当な日に行うものとする。

#### (動物の譲渡の申請)

第18条 条例第15条第1項の規定により譲渡対象動物の譲渡を受けようとする者は、動物譲渡申請書(第10号様式)を動物愛護センター所長(横須賀市の区域内において条例第12条第1項の規定により収容した野犬等及び条例第16条第2項の規定により捕獲した特定動物等並びに藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内において法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等にあつては、知事)に提出しなければならない。

#### (事故届)

第19条 条例第17条の規定による届出は、飼い犬にあつては飼い犬事故届出書(第11号様式)により、特定動物にあつては特定動物事故届出書(第12号様式)により行うものとする。

#### (勧告及び命令)

第20条 条例第18条各項の規定による勧告又は命令は、書面をもつて行うものとする。

#### (動物愛護監視員の資格要件)

第21条 条例第20条第3項に規定する動物愛護監視員の資格要件は、1年以上動物愛護管理行政に関する業務に従事し、かつ、動物の愛護及び管理について十分の知識経験を有することとする。

#### (動物愛護監視員証)

第22条 条例第20条第4項に規定する身分を示す証明書は、動物愛護監視員証(第13号様式)とする。

#### (費用の負担)

第23条 条例第24条の規定により動物の返還を求める者が負担しなければならない費用の額は、次に

掲げる額とする。

- (1) 動物の収容中の保管の費用 1日1頭又は1匹につき、1,000円
- (2) 動物の返還に要する費用 1頭又は1匹につき、1,500円

附 則

令和元年10月1日から施行する。ただし、第9条第3号及び第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

第1号様式 (略)

第2号様式（第3条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

多 頭 飼 養 届 出 書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
(神奈川県 保健福祉事務所長)

届出者 郵便番号

住所 (法人にあつては、名称及び代  
氏名 表者の氏名)

電話

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第8条の2第1項の規定により、次のとおり  
届け出ます。

施設の所在地			
犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無	犬	頭	雄 頭 (うち去勢手術済 頭) 雌 頭 (うち避妊手術済 頭)
	猫	頭	雄 頭 (うち去勢手術済 頭) 雌 頭 (うち避妊手術済 頭)
	合計	頭	
飼養又は保管の方法			



多頭飼養変更届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
 （神奈川県 保健福祉事務所長）

届出者 郵便番号

住所 〔法人にあつては、名称及び代  
 氏名 表者の氏名〕

電話

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第8条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 変更年月日
- 3 変更の内容

住 所	変更前				
	変更後				
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	変更前				
	変更後				
施設の所在地	変更前				
	変更後				
犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無	変更前	犬	頭	雄 頭（うち去勢手術済 頭）	
				雌 頭（うち避妊手術済 頭）	
		猫	頭	雄 頭（うち去勢手術済 頭）	
				雌 頭（うち避妊手術済 頭）	
	合計	頭			
	変更後	犬	頭	雄 頭（うち去勢手術済 頭）	
				雌 頭（うち避妊手術済 頭）	
猫		頭	雄 頭（うち去勢手術済 頭）		
			雌 頭（うち避妊手術済 頭）		
合計	頭				
飼養又は保管の方法	変更前				
	変更後				

第4号様式（第3条の5関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

多頭飼養廃止等届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
（神奈川県 保健福祉事務所長）

届出者 郵便番号

住所 〔法人にあつては、名称及び代  
氏名 表者の氏名〕

電話

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第8条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 廃止等年月日
- 3 廃止等の理由

第 5 号様式～第 13 号様式 (略)